

指 定 難 病

小児慢性特定疾病

指定医の皆様へ

臨床調査個人票 医療意見書

令和4年度
以降スタート

がオンライン化されます。

現在、厚生労働省において難病・小慢データベースの新システムの導入を進めています。手書き又は院内システムで紙媒体により作成いただいている臨床調査個人票・医療意見書について、新システム導入後にはオンラインでのご提出が可能となります。なお、院内システムと難病・小慢データベースの新システムを連携するには、院内システムの改修が必要となる場合があります。詳しくは県ホームページ等に掲載しております資料をご確認ください。

新システム利用による指定医の負担軽減

- ★院内システムとの連携機能 ▶ 電子カルテや文書管理システムなど院内システムからデータ抽出、登録を行う。
- ★前回値踏襲機能 ▶ 毎年登録を行うという指定難病・小児慢性特定疾病の制度を踏まえ、前回登録された情報を呼び出し、変更があった項目についてのみ登録を行う。
- ★医療クラーク等との連携支援機能 ▶ 医療クラーク等による下書き、コメントの付与が可能。
- ★チェック機能 ▶ 臨床調査個人票・医療意見書の作成時に入力内容をチェックする。
- ★自動計算機能 ▶ 現在、医師が手動で計算を行っている合計値や平均値について自動で計算を行う。

詳しくはこちらから

茨城県保健福祉部健康・地域ケア推進課
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/sindansyoonlinka.html>



茨城県